

土浦市自動販売機設置場所賃貸借機器設置仕様書【共通編】

○目的

この仕様書は、一般競争入札により決定する土浦市自動販売機設置場所賃貸借の基本的な共通事項を定めたものです。

個々の設置場所に特記事項がないものについては、この仕様書によるものとします。

○全体共通事項

次の項目は設置する自動販売機の場所にかかわらず適用となる事項です。

1. 自動販売機の規格

個々の設置場所ごとに指定した貸付スペースを越えないものとする。新品、中古は問わな
いが、中古を用いる場合は、設置場所の担当者に外観等の確認を受けること。

2. 販売品目

飲料水自動販売機を基本とし、個々の設置場所にその他の指定があるものはそれに従うこと。
アルコール類及びその類似品は原則として取り扱わないものとする。

同一設置場所に同一メーカーが2台設置する際には、商品の陳列物になるべく重複しないよう
努めること。

3. 販売価格

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

4. 販売形態

缶、ペットボトル、紙パック、瓶、紙カップ（水道直結、タンク式）等を個々の設置場所ごと
に指定したものとする。

5. 自動販売機のデザイン、外観

設置場所が公共施設であることを考慮し、市と協議の上、華美な広告や装飾を控えるなど、周
辺環境及び建築意匠に配慮した機器を設置すること。

外観に異常や傷、汚れ等がない新品同等の見た目の機器をすること。

6. 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質
及び代替フロンが使用されていない機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エ
ネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、ピークシフト機能、照明の
自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器など可能な限り最新の省エネ機器を設
置すること。

7. 窃盗被害防止対策

防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設
置すること。また、自動販売機堅牢化基準（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に

努めること。

8. 転倒防止対策

自動販売機を設置する際には、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、自動販売機の設置における安全を確保するため、設置にあたっては「自動販売機―据付基準」(JIS)を遵守し、安全対策を講じること。ただし、建築物に設置するものは躯体に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則しないこと。

9. 費用負担

自動販売機の設置、設置に係る工事費、撤去、原状回復、維持管理、光熱水費その他の費用はすべて設置事業者が負担するものとする。

10. 子メーターの設置

電気使用量を算出するため、自動販売機に子メーター(計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの)を設置すること。転落防止措置等を施し、安全性を確保すること。設置に要する費用の一切は設置事業者の負担とする。

11. 管理運営

自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、金銭管理、回収ボックスの設置、空容器の回収・処分、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて設置事業者が行うフルオペレーションとする。また、設置事業者の名・住所・電話番号を利用者の見やすい場所に貼付すること。

12. 衛生管理

常に商品の消費期限及び賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

13. 故障時等の対応

自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、速やかに保守員を派遣し対応すること。

盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

14. 使用済み容器の回収等

- (1) 回収ボックスは、原則として回収容器の材質ごとに1基設置すること。ただし、設置場所によっては、1基の設置にすることも可とする。なお、設置及び維持に係る費用は、設置事業者の負担とすること。また、回収ボックスには、設置事業者名及び連絡先を必ず明記すること。回収ボックスの設置場所については貸付面積に含めない。
- (2) 回収ボックスの素材は、プラスチック製または金属製とすること。
- (3) 回収ボックスの容積は、回収頻度を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が周囲に散乱しないよう十分な収容容積を確保したものとすること。
- (4) 使用済み容器の投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状とするか、そのための仕組みがあるものとする。また、使用済み容器以外の投入を禁止する旨をステッカー等で表示して、

使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(5) 使用済み容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。また、設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。なお、回収は、施設管理者の指示に従うこと。

(6) 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

15. 商品補充時の注意事項

商品補充時に設置場所施設の有料駐車場を利用した場合、駐車料金の免除の対象とならないため注意すること。

16. 施設管理者との協議

設置事業者は次の項目については、事前に施設管理者と協議の上、施設の業務や利用者に支障をきたすことのないように注意して行うことよう十分。また、施設管理者の指示に従うこと。

(1) 自動販売機の設置（交換）・商品補充方法及び作業時間について

(2) 使用済み容器の設置・ゴミの回収方法及び作業時間について

(3) 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

(4) 事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

(5) メーターの検針及び光熱水費の支払い方法について

(6) その他協議が必要な事項について

17. その他

(1) 本体及び商品陳列スペースに販売するメーカー名及び商品広告を掲示することは差し支えないが、商品に関係のないその他のメーカー及び商品広告はしないこと。

(2) ルーレット、キャッシュバック等、射幸心をあおる機能は付けないこと。

(3) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機を設置し、設置後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。

(5) 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行き、工事完了後は、その旨を直ちに施設管理者に報告し、検査を受けること。

(6) 自動販売機の照明等の点灯時間は、各施設で指定した時間帯に設定すること。

(7) 節電対策のため、市から指示があった場合には照明消灯に協力すること。

(8) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。そのため、自動販売機、回収ボックスおよび商品の盗難・破損について、本市はその責めを負わないこと。

(9) 年間の販売本数及び売上額について、市から指示があった場合には、速やかに報告すること。

○個別事項

次の事項は、それぞれの設置場所ごとに指定がある場合に適用します。

1. 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

これに伴い、市と設置事業者は、別途無償提供に関する協定書を締結すること。

2. ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出し口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう可能な限り工夫された機器を設置すること。

3. 電光掲示板

災害時には災害情報の提供、通常時にはニュース速報を配信し、市のオリジナルメッセージ(市で入力)の配信も可能なこと。なお、電光掲示板に係る情報提供及び運用等に関しては、設置後に別途協議すること。